平成２１年（フ）第２６５号
宮崎市大字芳士2325番地５
債務者　立山　理絵
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４３号
宮崎県都城市早水町37号４番地
債務者　菊水　良子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１６５号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目27番１号
債務者　飯干三千秋
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１７６号
宮崎県日向市大字平岩243番地１
債務者　児玉　　享
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１８６号
宮崎県延岡市水尻町281番地30、住民票上の住所宮崎県延岡市北川町川内名7835番地
債務者　一宮　信一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１８７号
宮崎県延岡市桜園町50番地２
債務者　鷹美　幸雄
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３８５号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目45番７号
債務者　猶野トミ子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目20番８号アップルハウス205号
債務者　松山　憲仁
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
鹿児島県鹿児島市南郡元町14番19号吉冨ハイツ101号
債務者　鈴木　廣美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４７６号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目９番21号床次マンション103号
債務者　徳永　和巳
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７８号
鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木1489番地２サンヴィレッジほしくぼＣ棟
債務者　釜崎　みか（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９５号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江17番地17―110
債務者　渡山　香月（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第７５号
福島県石川郡石川町字古舘408番地の２
債務者　高島　良子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１６１９号
名古屋市瑞穂区神前町２丁目14番地の４　神前町アパート２階
債務者　加島　喜雄
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６７号
神戸市灘区篠原南町３丁目１番８号フラッツＧＯＯ101
債務者　米田　友人
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１６号
福島市太田町24番24号　ウィンベル太田町106
債務者　片倉久美子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３９５号
愛知県安城市東栄町１丁目７番14号　エスポワール東栄401
債務者　田福　爵子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係